

令和2年12月1日
出入国在留管理庁

新しいコロナウイルスの病気の影響で国に帰ることができないため、アルバイトをしたい人へ

新しいコロナウイルスの病気の影響で、国に帰ることができず、日本で生活するお金がなくて困っている人は、アルバイトができるようになります。

入管に書類を出して、「資格外活動許可」<=仕事ができない在留資格の人が、仕事をしたいときにもらうもの>をもらいと、1週間に28時間までアルバイトができるようになります。

1 「資格外活動許可」をもらうことができる人

次の(1)(2)(3)の全部にあてはまる人がもらうことができます。

(1) 今の在留資格でアルバイトをすることができない人

(2) 国に帰ることが難しい人

(3) 国に帰るまでの間、日本で生活するためのお金がなくて困っている人。例えば、次に書いた人です。

- 日本にいる家族や、通っている学校などから、生活するためのお金を助けてもらうことができない人

など

2 入管に出す書類

(1) 資格外活動許可申請書 (こちらに載っている紙です。)

(2) 国に帰ることが難しいことが分かるもの

例：帰りたい国に行く飛行機がない(少ない)ことが分かる書類

(今の在留資格をもらったときに、入管に同じ書類を出している人は、出さなくていいです。)

(3) アルバイトをしたい理由を書いた紙(紙の書き方はこちらを見てください。)

3 「資格外活動許可」のことをよく知りたいたときは、こちらを見てください。